

船舶事故調査報告書

令和元年10月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月22日 11時00分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市糸満漁港西方沖のルカン礁 ルカン礁灯台から真方位195° 1,200m付近 (概位 北緯26°06.0′ 東経127°31.8′)
事故の概要	遊漁船第五南 ^{みなみ} 美丸は、南南東進中、干出浜に乗り揚げた。 第五南 ^{みなみ} 美丸は、右舷中央部船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第五南 ^{みなみ} 美丸、11トン ON2-1229（漁船登録番号）、個人所有 14.99m (Lr) × 3.26m × 1.03m、FRP ディーゼル機関、503.82kW、平成9年4月12日 第295-39011号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年6月19日 免許証交付日 平成29年6月27日 (令和5年6月18日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	右舷中央部船底外板に破口、推進器翼に曲損、船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波向 北北西、波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 弱い南流
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、令和元年5月22日06時30分ごろ糸満漁港を出港し、糸満漁港西方沖約6.5海里に所在するルカン礁付近に向けて西進した。 本船は、北流の潮流があったのでルカン礁の北方及び北西方沖で07時30分ごろ～10時40分ごろまで遊漁を行った後、南流に転流したのでルカン礁の南方沖で遊漁を行うこととし、約6ノットの対地速力で南南東進した。

	<p>船長は、操舵装置を遠隔モード（遠隔操縦リモコンを使用して操船）から自動モード（設定ダイヤルで定めた針路を保持する機能）に切り替えたつもりであり、自動モードであれば周囲から目をそらしても問題ないと思い、操舵室で下を向いてタブレット端末を操作していたところ、11時00分ごろ船体に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、本船がルカン礁に乗り揚げたことを認め、操舵装置を確認したところ、遠隔モードのままになっていたことを知り、主機を後進としたものの離礁することができず、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>船長及び釣り客2人の全員は、来援した海上保安官と共にルカン礁灯台付近のヘリポートまで歩き、海上保安庁のヘリコプターに移乗して救助された。</p> <p>本船は、後日、手配されたタグボートにより引き出されて糸満漁港までえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 右舷中央部船底外板の損傷状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.2mであった。</p> <p>船長は、ふだん、操舵装置を航法モード（設定した目的地に向けて針路の補正を行う機能）又は自動モードにして釣り場を移動することが多かった。</p> <p>本船は、船長が操舵装置を自動モードに切り替えたつもりでいたものの、遠隔モードのままになっており、自動モードで設定したつもりでいた針路よりも左方に圧流されて干出浜に乗り揚げていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、ルカン礁西方沖を南南東進中、船長が、操舵装置を自動モードに切り替えたつもりで周囲から目をそらしても問題ないと思い、下を向いてタブレット端末を操作しながら遠隔モードのまま航行を続けていたことから、右舷に風及び波を受けて東方に圧流されていることに気付かず、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、ルカン礁西方沖を南南東進中、船長が、操舵装置を自動モードに切り替えたつもりで周囲から目をそらしても問題ないと思い、下を向いてタブレット端末を操作しながら遠隔モードのまま航行を続けていたため、右舷に風及び波を受けて東方に圧流されていることに気付かず、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、携帯電話やタブレット端末の使用を控えて操船に集中

- し、常時適切な見張りを行うこと。
- ・ 操舵装置のモードを切り替えた場合は、目的のモードに切り替えられていることを必ず確認すること。

付図1 事故発生経過概略図



写真1 本船



写真2 右舷中央部船底外板の損傷状況

